

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号）の別表の1の（1）のオ、（2）のオ、（3）のオ及び（4）のオの完成用部品の名称、使用部品、価格等については別に定めることとしているが、今般、別添の通り「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」を定め、平成25年4月1日から適用することとしました。（別添資料①、②）

完成用部品の取り扱いについては、以下のとおり事務連絡を作成しておりますので、本体通知と併せてご確認ください。（別添資料③）

また、平成25年4月1日の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴い、「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」及び「補装具費の支給における道路交通法施行規則第1条の4第2項の規定に基づく警察署長の確認手続について」の通知の一部を改正しました。（別添資料④、⑤、⑥、⑦）

つきましては、内容を御了知の上、都道府県におかれては、管内市町村へご周知方、よろしくお願いいたします。

■-----□

（代表）03-5253-1111

企画課自立支援振興室社会参加支援係（内 3006・3089）

□-----■